

日米安保条約体制（条約の公表部分と秘密部分）

	公表された条約	秘密にされた条約(密約)
「事前協議」 (核兵器条項)	核兵器の持ち込みは 事前協議の主題	事前協議にかけるのは核兵器の持ち込み(イントロダクション)だけ、核を積んだ軍用機や軍艦の立ち寄り・通過(エントリー)は対象外
「事前協議」 (戦闘作戦行動条項)	日本の基地を「戦闘作戦行動」への出撃に使うことは 事前協議の主題	米軍が日本から「移動」する場合は、事前協議はいらない。朝鮮半島への出撃は、事前協議とは無関係とする
米軍の基地特権	「米国が非常な特権的な地位をもっていると誤解される協定をあらためた」	「地位協定」のもとでの米軍の基地権は、「行政協定」のもとでの基地権と「変わることなく続く」
裁判権	被害者が米軍関係者の場合と、「公務中」の場合以外は、日本側が第1次裁判権	「日本にとっていちじるしく重要と考えられる事件以外については第1次裁判権を行使するつもりはない」
指揮権	(記載なし)	日米共同作戦の場合に「最高司令官はアメリカ軍人になる」